

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月2日

岩手県知事 達増 拓也 様

提出者

住 所 岩手県八幡平市平笠25-97-1
氏 名 株式会社 高建重機
代表取締役社長 高橋 守
電話番号 0195-75-1133

循環型地域社会の形成に関する条例第9条の2第1項の規定により、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 高建重機
事業場の所在地	岩手県八幡平市平笠25-97-1
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	土木工事業 ほ装工事業 とび・土工工事業 解体工事業 産廃処理法（収集運搬）
②事業の規模	売上高 3億8千万円
③従業員数	30名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	公共工事（民間工事） → 収集運搬 → 中間・最終処分場

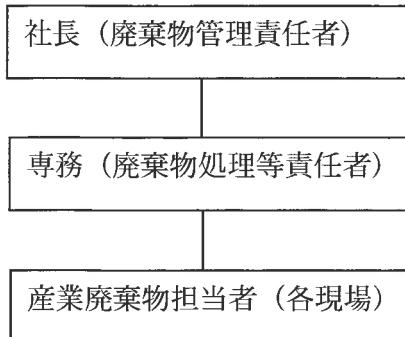
(A4)

※ この様式は、前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満の事業所が対象です。



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	金属くず	廃プラスチック類	廃石膏ボード
	排 出 量	552.54t	22.8t	0.52t	1.13t	0.12t
(これまでに実施した取組) 産業廃棄物に付着する廃棄物以外の物が付着しないよう細分別を行い軽量化を図った。						
② 計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	金属くず	廃プラスチック類	廃石膏ボード
	排 出 量	500 t	20t	1t	1t	1t
(今後実施する予定の取組) 産業廃棄物に付着する廃棄物以外の物が付着しないよう細分化し軽量化を図る。						

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 再生処理業者に委託している。
③ 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 再生処理業者に委託する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	金属くず	廃プラスチック類	廃石膏ボード
① 現状	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
		(これまでに実施した取組) 自ら再生利用は行っていない。				
② 計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	金属くず	廃プラスチック類	廃石膏ボード
② 計画	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 自ら再生利用する予定はない。					

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	金属くず	廃プラスチック類	廃石膏ボード
① 現状	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
① 現状	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
		(これまでに実施した取組) 自ら中間処理は行っていない。				
② 計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	金属くず	廃プラスチック類	廃石膏ボード
② 計画	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
		(今後実施する予定の取組) 自ら中間処理する予定はない。				

(第4面)

(第5面)

		【目標】					
		産業廃棄物の種類	がれき 類	木くず	金属く ず	廃プラスチック類	廃石膏ボ ード
②計画		全処理委託量	500t	20 t	1 t	1 t	1 t
		優良認定処理業者への 処理委託量	0t	0 t	0 t	0 t	0 t
		再生利用業者への 処理委託量	500t	20 t	1 t	1 t	1 t
		認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>今後も、がれき類・木くず・金属くず・廃プラスチック類・廃石膏ボードは、処理委託業者に処理委託する。</p>							
※事務処理欄							

備考

- 1 この様式は、前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満の事業所ごとに1枚作成し、循環型地域社会の形成に関する条例施行規則第3条の2の基準に従って作成した産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画に添えて提出すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。